

意見募集案件	北広島市地域防災計画及び水防計画の修正について
担当課	総務部 防災危機管理室 危機管理課 電話 011-372-3311 内線 3371

意見募集期間	令和5年6月30日(金)から令和5年7月31日(月)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(危機管理課)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島6月15日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・オンラインによる提出(市ホームページから提出) ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと <p>※住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。</p> <p>※市外にお住まいの方は、北広島市との関係を記入してください。(通勤・通学等)</p> <p>総務部 防災危機管理室 危機管理課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-373-2903 電子メールアドレス: bousai@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	令和5年8月中旬頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 災害対策基本法や水防法の改定、防災基本計画の改正など、国の各種制度改正をはじめ、北海道地域防災計画の修正などを反映させ、市計画の所要の修正を行うものです。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添「北広島市地域防災計画(一般災害対策編)(案)」等のとおりです。</p> <p>(3) その案の根拠となる法令の規定 災害対策基本法第42条及び水防法第33条</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 上位計画の改正等を踏まえ、防災対策の強化等を図ることにより、市民の生活、身体及び財産を守り、被害を最小限に抑えることができます。</p>
対象となる政策等 の原案	別添「北広島市地域防災計画(一般災害対策編)(案)」等のとおり
その他	寄せられた意見を参考に、令和5年8月に北広島市防災会議に諮問し、北広島市地域防災計画及び水防計画を修正します。